

公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業実施要綱

令和2年4月1日付2農振財農第52号
(最終改正：令和3年3月31日付2農振財農第1611号)

第1 目的

生産緑地買取・活用支援事業は、区市が相続等により買取り申出された生産緑地を購入する取組や、福祉農園など農的に利用するために必要な施設を整備する取組等を支援し、都市部にある農地の宅地化を抑制し、多面的機能を有する都市農地を確実に保全していくことを目的とする。

本事業は、生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年3月31日付31産労農振第2542号。以下「都実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、実施するものとする。

第2 事業対象

事業対象は、都実施要綱第3に規定する生産緑地地区の指定がある区市（以下「事業対象区市」という。）とする。

第3 事業の内容

- 1 事業の実施に当たっては、東京都と公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）とで出えん契約を締結した内容とする。
- 2 財団は、東京都からの出えん金を財源として、事業対象区市に対して次の支援を行うものとする。
 - (1) 生産緑地買取支援
財団は、事業対象区市が、買取り申出された生産緑地を農的に利用することを目的として購入する際の経費の一部を補助する。
 - (2) 買取生産緑地の活用支援
前号の事業で、事業対象区市が購入した生産緑地において、都の政策課題の解決に資する施設を設置する場合の経費の一部を補助する。

第4 実施計画

- 1 実施計画の策定
本事業の対象とする取組を実施しようとする区市長は、当該取組の方針を示す「生産緑地買取・活用支援事業実施計画書」（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。
- 2 実施計画の審査
区市長は、実施計画を財団理事長に提出して、その審査を受けるものとする。
- 3 実施計画の変更
区市長は、前項で審査した実施計画の内容等について必要に応じて変更を行うものとし、重要な変更を行う場合は、2の規定を準用するものとする。

第5 生産緑地買取・活用審査会

財団は、第4第2項により提出のあった実施計画の内容を審査するため、別に定めるところにより、関係機関による「生産緑地買取・活用審査会」を設置する。

第6 推進支援体制等

財団は、地域の実情に応じた円滑かつ適正な事業推進を図るため、東京都と連携し事業推進に努めるものとする。

第7 他の計画・施策との関連等

- 1 財団は、実施計画の策定及び当該計画に基づく取組の実施が他の計画・施策と十分整合性を持つよう指導調整するものとする。
- 2 東京都及び事業対象区市は、他の計画及び施策を定めるときは、第4の実施計画が達成できるよう十分配慮するものとする。

第8 助成措置

財団は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付2農振財農第1611号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。